

受検申請書の確認事項

受検申請書を記入する際、ご確認をお願いします。

No.	項目	確認事項
①	申請日付	提出日を記入
②	職種名・職種番号	検定職種名、職種番号を正確に記入
③	作業名・作業番号	作業名、作業番号を正確に記入
④	氏名	略字・俗字ではなく、 戸籍簿のとおり 、楷書で明瞭、正確に記入（例 高と高など）
⑤	受検区分	該当する番号を○で囲む 【A乙とBの違い】「A乙」実技試験の免除なしで、学科試験のみを受検 「B」実技試験が合格済で、学科試験のみを受検 【A丙とCの違い】「A丙」学科試験の免除なしで、実技試験のみを受検 「C」学科試験が合格済もしくは通信教育等での免除で、実技試験のみを受検
⑥	現住所	郵便番号・番地・アパート名・電話番号を正確に記入（誤りがあると受検票等が届かない場合があります） ※ 受検申請書提出後に住所・氏名の変更があった場合は、速やかに協会に連絡してください
⑦	学歴	ア. 最終学歴を記入（※ 職業訓練校等を修了された方は、訓練歴の欄に記入） イ. 機械科・電気科・普通科等の学科の正式名称、入学年・卒業年を正確に記入 ウ. 最終学歴が大学院修了の場合は、その前に卒業した大学名と学科名も併せて記入 高等学校等中退又は在学中の場合は、その前に卒業した中学校名も併せて記入 エ. 高校（普通科）・大学（経済学科）等、検定職種に関連しない科を卒業された方は、受検資格の「実務経験のみ」の欄に該当する実務経験年数が必要
⑧	訓練歴	ア. 技能照査で学科試験の免除を申請する場合に記入 イ. 訓練校修了後の実務経験年数（訓練期間は実務経験年数に含まない）の資格で申請する場合に記入 ※ 通信訓練の場合は記入する必要なし
⑨	職歴	現在の勤務先を一番上の欄に記入 受検申請に必要な実務経験年数を現職だけで満たしていない場合、前職も記入 【職務内容】機械加工職種 普通旋盤作業の受検申請をする場合、「機械加工等」のように記入 【在職期間】受検資格の算定基礎となるので、正確に記入
⑩	技能検定合格後の受検資格	技能検定合格後の実務経験で受検する場合 職種名・技能士番号・合格年月日を正確に記入の上、同一職種の合格証書のコピーを添付
⑪	実技試験の免除	該当する項目を○で囲み、必要事項を記入の上、 証明書類のコピー を添付 【一部合格】作業名・級・合格通知番号・合格年月日を正確に記入の上、同一作業の、同一級又はそれ以上の級の実技試験合格通知書（一部合格）のコピーを添付 ※ 特級の場合、一部合格の免除有効期間は 5年間 。その他の級は有効期限なし 【その他】必要事項を記入の上、証明書類のコピーを添付
⑫	学科試験の免除	該当する項目を○で囲み、必要事項を記入の上、 証明書類のコピー を添付 【技能士】必要事項を記入の上、同一職種の、同一級又はそれ以上の級の合格証書のコピーを添付 【一部合格】作業名・級・合格通知番号・合格年月日を正確に記入の上、同一作業（科目）の、同一級又はそれ以上の級の学科試験合格通知書のコピーを添付 ※ 特級の場合、一部合格の免除有効期間は 5年間 。その他の級は有効期限なし 【指導員免許】必要事項を記入の上、該当する指導員免許のコピーを添付 【通信訓練】必要事項を記入の上、修了証書のコピーを添付 ※ 申請職種に対応した修了科名であること（不明な場合は協会に照会） 【技能照査】必要事項を記入の上、合格証書のコピーを添付 ※ 申請職種に対応した修了科名であること（不明な場合は協会に照会） 【その他】必要事項を記入の上、証明書類のコピーを添付
⑬	とりまとめ団体・事業所・学校名	技能検定関係書類（受検票・実技試験問題・合格通知書）の送付先について 【各受検者個人宅宛送付を希望する場合】当欄への記入不要 【とりまとめ団体・事業所・学校宛送付を希望する場合】当欄に団体・事業所・学校名を記入し、「 申請明細書 」と併せて提出 ※ 「申請明細書」が必要な場合は当協会 HP の技能検定ページに掲載しています。 ※ 「 申請明細書 」を提出しない場合は、技能検定関係書類を各受検者個人宅宛に送付します。
⑭	本人確認書類	本人確認書類を貼付（運転免許証は裏面もコピーすること） 免許証サイズ以外のものは、裏面ののりしろ部分に貼付
⑮	写真	写真（半年以内に写したもの）の裏面に 作業名・級・氏名 を記入した上で、写真票（A）（B）の2枚に貼付 ※ 受検区分D（実技・学科とも免除）の場合のみ、写真不要
⑯	学科試験・実技試験の計画立案等試験受検希望地	学科試験・実技試験の計画立案等試験受検希望地を○で囲む（ 他県を選択する場合、県名を記入 ） ※ 受検者数の状況によって希望の地区にならないことがありますので、ご了承ください。

【注意】

1. 学歴・職歴・資格等、受検申請書の記入に関し、不明な点がある場合は当協会へ連絡してください。
2. 学歴・職歴・資格等、申請内容に偽りがあったときは、受検を取り消すか、または合格を取り消されることがありますので、受検申請書の記入は正確を期してください。
3. 免除の証明書類となる合格証書等の氏名に変更があった場合は、必ず**戸籍抄本**を添付してください。
4. 受検申請書を受理した後は、いかなる理由（病氣・業務の都合等による欠席）であっても受検手数料の返還はできません。ただし、試験会場または設備等の都合により試験を中止した場合は、受検手数料を返還します。
5. 申請書受理後、免除資格等があることが判明しても、等級・受検区分の変更はできません。